

FAQ（高等学校等による英語力に関する証明書）

Q1 高校1年生の時点で実用英語技能検定（英検）2級を取得していますが、叡啓大学の英語力に関する出願要件では、有効期間*外となります。この場合、有効期間外の成績証明書を根拠書類として「高等学校等による英語力の証明書（以下、「証明書」）」を提出することはできますか。

※有効期間：各英語資格・検定試験のテスト実施日から2年以内。出願期間の最終日において、有効期間内の成績証明書を有していることが必要。

A1 有効期間外の成績証明書を根拠書類として、証明書を提出していただくことはできません。再度、英語資格・検定試験を受験してください。本学主催の TOEFL ITP テスト デジタル版（特別試験）をオンラインで受験することも可能です。

Q2 経済的理由や健康上の事情とは、具体的にどのような内容を対象としていますか。また、提出理由は選抜に影響しますか。

A2 受験生によって状況が異なりますので、判断に迷われる場合は、本学にご連絡ください。提出理由に関する根拠書類（収入に関する証明書や診断書など）の提出は必要ありません。根拠書類は、英語力の保証に関するもののみ提出してください。また、提出理由に関しては、選考に一切影響しません。

Q3 高等学校等による英語力に関する証明書を提出した人と、英語資格・検定試験の成績証明書を提出した人とで、選考に差が生じますか。

A3 英語力に関する出願要件を満たしていることを確認するために、証明書類の提出を求めているのであり、書類の種類によって選考に差が生じるものではありません。